

学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

教 育 政 策 課
体 育 学 校 安 全 課

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）
（令和2年2月26日付け教政第316号）」の更新について（通知）
（令和2年2月28日11：30時点）

このことについては、当面の対応として、「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）（令和2年2月26日付け教政第316号）」により対応をいただいているところですが、2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるためにきわめて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることに寄る感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを踏まえ、本県では臨時休業を行うこととし、次のとおり内容を変更いたしました。

各県立学校におかれましては、感染防止の趣旨をご理解いただき、臨時休業を円滑に実施いただきますようお願いいたします。

なお、今後も最新の情報や追加的な留意事項について、随時更新の通知をして参ります。

1 臨時休業の期間について

令和2年3月2日（月）から春季休業の開始日まで

2 児童生徒等・保護者への連絡体制について

今後、新たな情報を迅速かつ正確に周知するため、学校ホームページ上の情報発信及びメールや電話連絡等による連絡体制を整備しておくこと。

3 学校行事等について

学校内外での行事については、中止又は延期とすること。

※卒業式については、4を参照のこと。

※終業式等の実施については、今後の状況を踏まえ改めて連絡する。

4 卒業式について

卒業式を開催する場合は、それが感染拡大の機会とならないよう、次のような防

止対策をとっていただくとともに、開催方式の工夫例についても参考とし、必要最小限とすること。併せて、参加者についても自衛のための備えと無理な参加を控えるよう周知すること。

卒業式後のホームルーム活動についても同様の扱いとする。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者全員のマスク着用
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑える（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者のスペースを確保する
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業証書は代表児童生徒のみに授与するなど）
- ・予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とする

5 部活動等について

部活動等については、多くの人との接触を減らすことで感染機会を抑制するという観点から、校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め活動を中止すること。

6 児童生徒等に対する個別指導について

(1) 教育相談について

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、予定どおり配置を行う。児童生徒等、保護者からの相談には、電話での対応を基本とするが、面会を希望する児童生徒等や保護者については、学校や市町村教育委員会で相談を行うことも可能とする。

(2) 進路相談等について

児童生徒等の進路に関する相談等については、個々の児童生徒等の事情に応じ学校における個別対応を可能とする。

(3) 特別な支援を必要とする児童生徒等について

特別支援学校に在籍する児童生徒等については、やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒等の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置を取れない場合は、多くの児童生徒等が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行った上で、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。その際、必要に応じ、スクールバスの運行を可能とする。

7 感染拡大を防止するための対応策について

臨時休業期間中も、感染予防のために極めて重要な手洗い、マスクの着用（咳エチケット）、手指のアルコール消毒、十分な換気等、自らを感染から守るための基本

的な備えができるよう、児童生徒等及び教職員への指導を徹底すること

8 総合寄宿舎等について

総合寄宿舎、高等学校の単独寮及び特別支援学校の寄宿舎においては、原則として、3月1日までに全ての舎生を自宅に帰宅させ、その翌日から臨時休業期間が終わるまで閉寮とすること。

なお、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

9 臨時休業中の生活指導について

臨時休業日中の児童生徒等の生活について、次のことを指導する。

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒等に理解させ、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- (2) 生活のリズムを崩さないようにし、計画的に学習に取り組み、家事手伝いを積極的に行う。
- (3) スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしない。(ネットいじめ、不適切な投稿、個人情報の無断掲載、ネットで知り合った人との面会などを絶対にしない。)
- (4) 知らない人からの電話や訪問については対応せず、家の人に知らせる。

10 臨時休業中の学習について

臨時休業中の学習については、教科書、ワークブック、問題集、課題等を家庭学習として計画的に行うようにすること。

課題の例としては、①課題プリントの配布、②教科書や参考書、問題集の内容の学習、③新聞等を活用し、記事の内容を要約させ、自分の意見をまとめさせること、④ラジオやテレビの高校講座等が挙げられる。

状況によっては、新学年で旧学年の学習内容について補充学習を行う等、単元や題材の学習内容が全く触れられないことがないように工夫することが望ましい。

別添の「家庭学習の記録(例)」、「学習計画表(例)」や「学習の記録(例)」等を用いて、生徒が計画的に学習に取り組めるように努めること。また、臨時休業中、生徒との連絡を密にし、生徒本人や保護者の不安を取り除くための支援に努めること。

11 臨時休業中の健康管理について

学校は、児童生徒の保護者と緊密に連携し、別添の「健康観察表」を用いて、朝・夜の検温や身体状況など厳重な健康確認を行うこと。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、報告を受けること。

12 学習評価について

中学校における今年度の学習評価等については、現在までの学習状況において行うものとする。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

高等学校における成績処理については、次の例を参考にして成績処理を行うこととし、今回の臨時休業を原因とする生徒の進級・進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

- (1) 定期考査を実施できない場合等の対応を各学校で定めている場合は、各学校の取り決めに基づいて成績処理を行う。
- (2) 年度末の成績処理については、これまでの評価を総合的に判断し、生徒の不利にならないように評価する。
- (3) 欠席に伴って生じる補講、単位認定、卒業及び進級の認定に関し、家庭学習におけるレポートの活用等を評価することによって認定する等、弾力的に対処する。

1.3 校外実習・単位認定について

各専門学科における校外での実習については、資格取得に関わる場合があるため、個別に相談するものとするが、単位の修得については柔軟に対応するものとし、実習を実施する場合は、感染拡大防止等の万全の対策をとることとする。

1.4 学校施設の開放について

臨時休業中は、原則として学校施設の開放は中止すること

1.5 教職員の勤務等について

- (1) 教職員は、別添の健康観察表を活用し、検温や体調確認を継続的に行うとともに、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。
- (2) 臨時休業期間中の勤務は、通常どおりとする。
- (3) 非常勤講師、嘱託職員、舎監等については、次のとおりとする。
 - ① 非常勤講師については、通常予定されている曜日・時間に勤務することを原則とするが、振替も可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。(教材準備、成績処理等に従事)
 - ② 嘱託職員、舎監等については、通常予定されている曜日・時間に勤務することを原則とするが、振替も可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。(施設の維持管理等に従事)
- (4) 休暇等の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ① 新型コロナウイルスに感染した場合
病気休暇または年次有給休暇
 - ② 新型コロナウイルスに感染した疑い(発熱や咳などの風邪の症状)がある場合
病気休暇または年次有給休暇
 - ③ 本人または同居する家族が保健所から濃厚接触者として特定された場合
職務専念義務の免除(職専免が適用されない職員は年次有給休暇)

※非常勤職員については、すべて年次有給休暇で対応する。
※①～③以外の場合等で不明な点については、個別に問い合わせること。

1.6 公立高等学校入学者選抜(一般選抜)について

3月10日(火)及び11日(水)の公立高等学校入学者選抜(一般選抜)は、

3月3日(火)から5日(木)までの志願変更も含めて、予定通り実施する。

検査会場の衛生管理を徹底するため、会場となる全ての高等学校において、3月7日(土)から11日(水)の面接終了までの間、生徒の学校敷地内への立ち入りを禁止し、万全の体制を整えた上で実施する。

また、教職員についても、整備が完了した検査会場への立ち入りを可能な限り控えることとする。

その他、詳細については、別途、教育創生課より各公立高等学校長、中学校長及び特別支援学校長に通知する。

1.7 徳島県立みなと高等学園第2次募集について

3月18日(水)に実施する予定の徳島県立みなと高等学園第2次募集については、予定どおり実施する。詳細は、「令和2年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項」及び「令和2年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜実施要領一覧」に示すとおり、入学願書等の受付期間は令和2年3月13日(金)、3月16日(月)の2日間とし、検査期日は令和2年3月18日(水)とする。

なお、選抜結果の通知は令和2年3月21日(土)とする。

1.8 いじめ防止等について

新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別的な扱いが起こらないよう十分配慮すること。

1.9 その他

- (1) 児童生徒等、教職員及びその家族等に、新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかに体育学校安全課(088-621-3171)に報告すること。
- (2) 今後、児童生徒等及び教職員において、37.5度以上の発熱が4日以上続くなど、症状の改善がみられない場合は、下記の一般電話相談窓口や帰国者・接触者相談センターに相談するよう伝えること。

<相談窓口>

○一般電話相談窓口(コールセンター・24時間)

0120-109410(フリーダイヤル)

○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所 088-602-8907

吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874

美波保健所 0884-74-7373

美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

- (3) 春季休業中の対応については、今後の状況を踏まえ、後日別途通知する。



元文科初第1585号

令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。), 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。), 特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては, 本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間, 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお, 臨時休業の期間や形態については, 地域や学校の実情を踏まえ, 各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際, 卒業式などを実施する場合には, 感染防止のための措置を講じたり, 必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として, 下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ, 人の集まる場所等への外出を避け, 基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても, 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって, 学習に著しい遅れが生じることのないよう, 可能な限り, 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって, 弾力的に対処し, その進級, 進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお, このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は, そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり, 文部科学省としては, 公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており, 必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

- 6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等へのとおり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

- 7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

- 8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

教政第320号
令和2年2月28日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）
（令和2年2月26日付け教政第317号）」の更新について（通知）
（令和2年2月28日11：30時点）

このことについては、当面の対応として、「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）（令和2年2月26日付け教政第317号）」により対応をいただいているところですが、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるためにきわめて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることに寄る感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを踏まえ、臨時休業を行うこととし、次のとおり内容を変更いたしました。

そこで、県立学校長に対し、別紙のとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校においても、同様の対応をお願いします。

また、幼稚園に関しては、幼児の発達段階や保護者の事情を踏まえ、一律の対応を求めるものではありませんが、令和2年2月26日付け教政第316号通知や本通知を参考に適切に対応していただくようお願いします。

なお、中学校において公立高等学校入学者選抜（一般選抜）に係る面接指導と志願変更に伴って行う進路相談については、感染症予防の対策を万全に講じた上で、学校における個別対応を可能とします。3月9日の前日指導についても、同様の対策を講じた上で可能としますので、貴管内の中学校にその旨、お知らせください。

健康観察表（教職員用）

氏名（ ）

| ★毎日、朝夜に体温を測定し記録してください | | | ★あてはまる症状等がある場合は、○をつけてください。 | | | | | | |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|-------------|
| 月 日（ ） | 朝の体温 ○○. ○℃ | 夜の体温 ○○. ○℃ | 頭痛 | せきがで る | 体がだる い | 下痢・腹 痛 | 嘔吐(吐 いた) | その他 の症状 | 病院を 受診した |
| 3月2日(月) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月3日(火) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月4日(水) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月5日(木) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月6日(金) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月7日(土) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月8日(日) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月9日(月) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月10日(火) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月11日(水) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月12日(木) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月13日(金) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月14日(土) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月15日(日) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月16日(月) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月17日(火) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月18日(水) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月19日(木) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月20日(金) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月21日(土) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月22日(日) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月23日(月) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月24日(火) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| | ℃ | ℃ | | | | | | | |

<注意>
* 発熱(37.5度以上)があり、他にも当てはまる症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受けてください。
(帰国者・接触者相談センター)
徳島保健所 088-602-8907 吉野川保健所 0883-36-9018
阿南保健所 0884-28-9874 美波保健所 0884-74-7373
美馬保健所 0883-52-1016 三好保健所 0883-72-1123

* 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へ連絡してください。
* なお、健康観察表は提出を求めることがありますので、必ず記入してください。

健康観察表(生徒用案)

年 組 氏名

毎日、朝と夜に熱をはかり記入しましょう。

| 月 日() | 朝の 体温 | 夜の 体温 | 頭痛 | せき | 体が だるい | げり・ 腹痛 | 嘔吐 (はいた) | 病院に 行った | その他 |
|---------|----------|----------|----|----|-----------|-----------|-------------|------------|-----|
| 3月2日(月) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| 3月3日(火) | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |
| ○月○日() | ℃ | ℃ | | | | | | | |

◆あてはまる症状があれば○をつけましょう。

◇保護者の方へ◇

* 発熱(37.5度以上)等があり、症状が改善されない場合、以下の窓口にご相談ください。

○一般電話相談窓口(コールセンター・24時間) 0120-109410

○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所 088-602-8907 吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874 美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

* 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へ連絡してください。

* なお、健康観察表は提出を求めることがありますので、必ず記入してください。

健康観察表(児童用案)

ねん ぐみ しめい
年 組 氏名

まいにち あさ よる ねつ きにゆう
毎日、朝と夜に熱をはかり記入しましょう。

| 月日() | あさ 朝の たいおん 体温 | よる 夜の たいおん 体温 | ずつう 頭痛 | せき | からだ 体が だるい | げり・ ふくつう 腹痛 | おうと 嘔吐 (はいた) | びょういん 病院に い 行った | その他 |
|---------|------------------------|------------------------|-----------|----|------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|-----|
| 3月2日(月) | °C | °C | | | | | | | |
| 3月3日(火) | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |
| ○月○日() | °C | °C | | | | | | | |

◆あてはまる症状(しょうじょう)があれば○をつけましょう。

◇保護者の方へ◇

* 発熱(37.5度以上)等があり、症状が改善されない場合、以下の窓口にご相談ください。

○一般電話相談窓口(コールセンター・24時間) 0120-109410

○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所 088-602-8907 吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874 美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

* 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へ連絡してください。

* なお、健康観察表は提出を求めることがありますので、必ず記入してください。

学習計画表 (例)

高校

3月

| 日 | 曜日 | 課題の内容 | 感想等 |
|-----|----|---------------------------------|-------------|
| 記入例 | | | |
| | | 数学問題集 p 10 ~ 11 理科レポート作成 小論文の課題 | 計画どおり実施できた。 |
| 2 | 月 | | |
| 3 | 火 | | |
| 4 | 水 | | |
| 5 | 木 | | |
| 6 | 金 | | |
| 7 | 土 | | |
| 8 | 日 | | |
| 9 | 月 | | |
| 10 | 火 | | |
| 11 | 水 | | |
| 12 | 木 | | |
| 13 | 金 | | |
| 14 | 土 | | |
| 15 | 日 | | |
| 16 | 月 | | |
| 17 | 火 | | |
| 18 | 水 | | |
| 19 | 木 | | |
| 20 | 金 | | |
| 21 | 土 | | |
| 22 | 日 | | |
| 23 | 月 | | |
| 24 | 火 | | |
| 25 | 水 | | |
| 26 | 木 | | |
| 27 | 金 | | |
| 28 | 土 | | |
| 29 | 日 | | |
| 30 | 月 | | |
| 31 | 火 | | |

4月

| | | | |
|---|---|--|--|
| 1 | 水 | | |
| 2 | 木 | | |
| 3 | 金 | | |
| 4 | 土 | | |
| 5 | 日 | | |
| 6 | 月 | | |
| 7 | 火 | | |
| 8 | 水 | | |

(中学生)

家庭学習の記録(例)

年 組 番 氏名

| 日付 | 学習内容 | 振り返り |
|-----------|------|------|
| 月 日() | | |
| 日() | | |
| 日() | | |
| 日() | | |
| 日() | | |
| 日() | | |
| 日() | | |
| 日() | | |
| 日() | | |
| 日() | | |
| 日() | | |

- 学習内容の例**
- ・教科書を読む、教科書の内容をまとめる
 - ・漢字、英単語、計算の練習
 - ・読書

詳しくは配付された文書を参照して下さい

※教科書・ワークのページや学習した内容等を具体的に書きましょう。

★不要不急の外出を避け、計画的に学習しましょう。

★休校が明けて登校した際に、担任の先生に提出してください。

かていがくしゅうの きろく (れい)

ねん 年 くみ ばん ()

| | かくしゅうした きょうか ・ ないよう | ふりかえり | かくにん |
|------------------|---|-------|------|
| れい | [こくご] おんどくをする。かんじドリルをする。 [さんすう] けいさんドリルをする。ワークをする。 どくしょをする。 | | |
| がっ げつ () ようび | [] [] [] | | |
| がっ げつ () ようび | [] [] [] | | |
| がっ げつ () ようび | [] [] [] | | |
| がっ げつ () ようび | [] [] [] | | |
| がっ げつ () ようび | [] [] [] | | |
| がっ げつ () ようび | [] [] [] | | |
| がっ げつ () ようび | [] [] [] | | |

- ① [] には きょうかを、[] のとなりに ないようを かきましょう。
- ② かくしゅうが おわったら、ふりかえりましょう。 よくできた◎ できた○ もう少し△
- ③ おうちの ひとに かくにんしてもらいましょう。

★ひとごみを さけて、おうちで すごしましょう。
★つぎの とうこうびに、「かていがくしゅうの きろく」と、かくしゅうしたものを たんにんの先生に だしまししょう。

(小学校3～6年)

家庭学習の記録 (例)

年 組 番 ()

| | 学習した教科・内容 | ふり返り | 確認 |
|------------|---|------|----|
| 例 | 【国語】教科書を読む、教科書の内容をまとめる、 漢字ドリル、読書 【算数】計算ドリル、ワーク 【音楽】リコーダーの練習 【家庭科】家のお手伝い | | |
| 月 日 () | [] [] [] [] | | |
| 月 日 () | [] [] [] [] | | |
| 月 日 () | [] [] [] [] | | |
| 月 日 () | [] [] [] [] | | |
| 月 日 () | [] [] [] [] | | |
| 月 日 () | [] [] [] [] | | |
| 月 日 () | [] [] [] [] | | |

① [] には教科を、[] のとなりに内容を書きましょう。

②学習が終わったら、ふり返りましょう。 よくできた◎ できた○ もう少し△

③家の人に確認してもらいましょう。

★人ごみをさけて、家で過ごしましょう。

★次の登校日に、「家庭学習の記録」と学習したものを担任の先生に提出しましょう。

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）
（令和2年2月26日時点）

令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、文部科学省から、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(別添①)及び「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月25日時点)」(別添②)が発出されました。

また、同日、本県においても、「新型コロナウイルス感染症」の無症状病原体保有者の発生が確認されたところです。

新型コロナウイルス感染症につきましては、適切な対応をされるよう繰り返しお願いしているところですが、加えて以下の点について十分留意されるようお願いいたします。

1 感染拡大を防止するための対応策について

- (1) 学校長は、幼児児童生徒の保護者と緊密に連携し、幼児児童生徒に対し、登校前の検温など厳重な健康確認を行い、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、新型コロナウイルス感染症と診断される可能性もあるということを踏まえ、出席停止扱いとし、自宅で療養するよう指導を徹底すること。

また、家庭や寄宿舎等において居住を共にする者が感染者となった場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間の出席停止とすること。

- (2) 教職員は、出勤前の検温記録を継続的に行うとともに、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。その際、当日の勤務状況に応じて時間割を組み替えたり、自習時間を一定時数設けたりすることにより、学校全体で柔軟な授業等の実施に努めること。

- (3) 学校内における、感染予防のために極めて重要な手洗い、マスクの着用（咳エチケット）、手指のアルコール消毒、十分な換気、不必要な身体接触の禁止、さらに下校後においても、自らを感染から守るための基本的な備えができるよう、幼児児童生徒及び教職員への指導を徹底すること。

- (4) 卒業式・賞状授与式等の式典、学校内外での行事の開催については、その必要性や実施方法について、中止や延期も含め、再検討をおこなうこと。

また、開催する場合には、それが感染拡大の機会とならないよう、次のよう

な感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、開催方式の工夫例についても参考とすること。併せて、参加者についても自衛のための備えと無理な参加を控えるよう周知すること。

その他、卒業式後のホームルーム、部活動等の送別会の実施についても同様の扱いとすること。

＜感染拡大防止の措置＞

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨，可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

＜開催方式の工夫の例＞

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ，保護者の参加人数を最小限とする，保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて，参加者のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し，式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛，式辞等の文書での配付，卒業証書は代表児童生徒のみに授与するなど）
- ・予行等は取りやめ，式典当日のみの実施とすること

- (5) 部活動等については，多くの人との接触を減らすことで感染機会を抑制するという観点から，校内外での合同練習や対外試合並びに演奏会や発表会，県外遠征等への参加は自粛すること。

また，通常の活動においても，生徒や指導者が長時間同じ空間にいる場合は，(3)で示すように，適切な感染症対策を行うとともに，短時間で効果的な練習を行うなど，十分な健康管理に努めること。

- (6) 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には，呼吸の障がいを持ち，気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く，肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから，主治医や学校医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し，対応方法を相談の上，その指示に従うこと。また，登校時においては，特に，健康観察を徹底し，日々の体調の変化に留意すること。なお，医療的ケアを必要としないが，基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

- (7) スクールバス等を運行する学校においては，車内環境は人同士が近接して一定時間過ごすという感染リスクの高い状況であることを踏まえ，乗車する教職員及び幼児児童生徒の検温や手指の消毒，マスクの着用や咳エチケットの励行，こまめな換気，シート等のアルコール消毒など，運行する車両において可能な限りの感染予防対策を講じること。

2 学校関係者（教職員及び幼児児童生徒）に感染者が出た場合の対応について

- (1) 各学校において，幼児児童生徒や教職員に感染者が出た場合，保健所等との相談の上で速やかに当該校の臨時休業の措置をとるものとする。その際，当面の休業期間は感染者の最終登校日の翌日から14日間とする。

(2) 感染者発生により、当該校は臨時休業となるため、その期間の学校行事(卒業式・入学式等)、部活動等は、中止又は延期とすること。

(3) 総合寄宿舎において、職員や舎生が感染した場合は、直ちに全ての舎生を自宅に帰宅させ、その翌日から総合寄宿舎を14日間の閉鎖とすること。また、舎生が通学している学校で感染者が出た場合、当該校に在籍する舎生のみを自宅に帰宅させること。

各学校又は特別支援学校の寄宿舎については、当該校の扱いと同様とすること。

(4) 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別的な扱いが起こらないよう十分配慮すること。

3 公立高等学校入学者選抜（一般選抜）について

(1) 3月10日（火）・11日（水）に実施する公立高等学校入学者選抜（一般選抜）については、検査会場の衛生管理を徹底するため、3月9日（月）は、検査会場となる全ての高等学校（併設の県立中学校を含む）を臨時休業とし、3月7日（土）から11日（水）の面接終了までの間、生徒の高等学校敷地内への立ち入りを禁止し、万全の体制を整えた上で実施する。また、教職員についても、整備が完了した検査会場への立ち入りを可能な限り控えることとする。

詳細については、別途、教育創生課より通知する。

4 その他

(1) 幼児児童生徒、教職員及びその家族等に、新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかに体育学校安全課（088-621-3171）に報告すること。

(2) 今後、自宅療養中の幼児児童生徒及び教職員において、37.5度以上の発熱が4日以上続くなど、症状の改善がみられない場合は、下記の一般電話相談窓口や帰国者・接触者相談センターに相談するよう伝えること。

<相談窓口>

○一般電話相談窓口（コールセンター・24時間）

0120-109410（フリーダイヤル）

○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所 088-602-8907

吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874

美波保健所 0884-74-7373

美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

事務連絡
令和2年2月25日

【重要】

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について
(令和2年2月25日時点)

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、イベントの開催に関しては、

- 最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めること
- イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたいこと
- なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではないこと

という考え方を、政府から国民の皆さまに示しているところです。

学校の卒業式や入学式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、学校の設置者において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いいたします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
 - ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
 - ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業証書は代表児童生徒のみに授与など）
 - ・予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること
- ※卒業式を想定していますが、必要に応じ入学式にも応用ください。

また、高等学校の入学者選抜等に関しては、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）」（令和2年2月19日事務連絡）を踏まえ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの励行の呼びかけなど可能な範囲で感染症対策を行うようお願いします。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学者志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

大学入学者選抜に関しては、「大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供等について（依頼）」（令和2年2月20日事務連絡）を踏まえ、可能な限りの対応に努めていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますことを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、当課より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめにご確認い

ただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

事務連絡
令和2年2月25日

【重要】

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等について、厚生労働省と協議の上、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、学校や学校の設置者が、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者となった児童生徒等についての情報を得た場合には、速やかに、学校の設置者（ただし、私立学校の場合には、私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課又は都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課とする。）から本件連絡先までご連絡いただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、

当省より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめに御確認いただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

メール：kenshoku@mext.go.jp

FAX：03-6734-3794

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

メール：sigakugy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3395

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

メール：kyoin-y@mext.go.jp

FAX：03-6734-3742

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

メール：hojinka@mext.go.jp

FAX：03-6734-3388

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

メール：daigakuc@mext.go.jp

FAX：03-6734-3387

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

メール：senmon@mext.go.jp

FAX：03-6734-3389

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

メール：syosensy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3715

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

メール：kodomokosodate1kai@cao.go.jp

FAX：03-3581-2521

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（児童生徒等本人が感染した場合について）

1. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行うこと。臨時休業の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要とまではいえない可能性もある。このため、学校の設置者は、臨時休業に伴う学習面への影響なども考慮し、その必要性については、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること。

（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、この場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業について）

4. 1. 及び2. とは別に、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談し、公衆衛生対策として、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イ

ベントなど地域の児童生徒等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うことができること。

(教職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、この場合、休暇の取得や職務専念義務の免除等によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。なお、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員の配置など児童生徒の学びや生活を支える支援といった必要な支援を行うこととしているので、下記担当に相談願いたいこと。

(教員の加配について)

【担当】初等中等教育局財務課定数企画係

03-5253-4111 (内線2038) teisu@mext.go.jp

(補習等のための指導員等派遣事業について)

【担当】初等中等教育局財務課校務調整係

03-5253-4111 (内線3704) ko-mu@mext.go.jp

(臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について)

7. 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。また、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

8. 臨時休業や出席停止の指示等の判断を行うに当たっては、臨時休業・出席停止等の期間中の児童生徒等の監督者の確保や、給食のキャンセルに係る対応等の保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談の上、臨時休業や出席停止等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について)

9. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

事務連絡
令和2年2月25日

【重要】

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等について、厚生労働省と協議の上、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、学校や学校の設置者が、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者となった児童生徒等についての情報を得た場合には、速やかに、学校の設置者（ただし、私立学校の場合には、私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課又は都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課とする。）から本件連絡先までご連絡いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、

当省より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめに御確認いただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○公立学校 (高等学校段階まで)

初等中等教育局 健康教育・食育課 (内2918)

メール：kenshoku@mext.go.jp

FAX：03-6734-3794

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課 (内2533)

メール：sigakugy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3395

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課 (内3498)

メール：kyoin-y@mext.go.jp

FAX：03-6734-3742

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課 (内3760)

メール：hojinka@mext.go.jp

FAX：03-6734-3388

○公立大学

高等教育局 大学振興課 (内3370)

メール：daigakuc@mext.go.jp

・ FAX：03-6734-3387

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課 (内3347)

メール：senmon@mext.go.jp

FAX：03-6734-3389

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 (内2939)

メール：syosensy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3715

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官 (認定こども園担当) 付

TEL：03-6257-3095

メール：kodomokosodateikai@cao.go.jp

FAX：03-3581-2521

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（児童生徒等本人が感染した場合について）

1. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行うこと。臨時休業の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要とまではいえない可能性もある。このため、学校の設置者は、臨時休業に伴う学習面への影響なども考慮し、その必要性については、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること。

（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、この場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業について）

4. 1. 及び2. とは別に、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談し、公衆衛生対策として、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イ

ベントなど地域の児童生徒等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うことができること。

(教職員における感染対策について)

6. 上記 1. から 5. については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、この場合、休暇の取得や職務専念義務の免除等によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。なお、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員の配置など児童生徒の学びや生活を支える支援といった必要な支援を行うこととしているので、下記担当に相談願いたいこと。

(教員の加配について)

【担当】初等中等教育局財務課定数企画係

03-5253-4111 (内線2038) teisu@mext.go.jp

(補習等のための指導員等派遣事業について)

【担当】初等中等教育局財務課校務調整係

03-5253-4111 (内線3704) ko-mu@mext.go.jp

(臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について)

7. 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。また、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

8. 臨時休業や出席停止の指示等の判断を行うに当たっては、臨時休業・出席停止等の期間中の児童生徒等の監督者の確保や、給食のキャンセルに係る対応等の保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談の上、臨時休業や出席停止等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について)

9. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

教政第317号
令和2年2月26日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公印省略)

学校における新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)
(令和2年2月26日時点)

令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、文部科学省から、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(別添①)及び「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月25日時点)」(別添②)が発出されました。

また、同日、本県においても、「新型コロナウイルス感染症」の無症状病原体保有者の発生が確認されたところです。

そこで、県立学校長に対し、別紙のとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましては、所管の園・学校においても、同様の対応をお願いします。

特に、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であることから、地域全体での感染を抑えることを目的に、本日から3月15日までの期間に、学校関係者(幼児児童生徒及び教職員)に感染者が出た場合には、貴管内の他の園・学校も同時に臨時休業する等の対応をあわせてをお願いします。

